

資料

(第2回横浜商科大学学術研究会報告要旨)

日清講和条約の効力

—台湾の帰属及び法的地位に関する国際法上の一視角—

王 子 天 德

一、問題の提起

第二次大戦後、中国大陸では国共内戦が激化し、一九四九年一〇月に中華人民共和国が成立した。中国大陆全域は、この時点ではほぼその支配下に入ったものの、国府政権は台湾へ移り、台北にその首都をおいた。この時点においても、国府側は、内戦は継続しており、首都の移転は自国領域内の遷都であり、中華人民共和国は依然として反乱団体にしかすぎないとの一貫した態度をとり続けたのである。

国共内戦に対し、アメリカは当初、その調停に務めたが、

結局失敗に終つたことを認めざるを得なかつた。この時期において、アメリカは台湾を中国共産党の支配下におくべきか否かについて逡巡したが、結局台湾放棄の方針をかため、翌五〇年一月五日の「台湾不干渉声明」となつて発表された。つまり、アメリカは台湾を国府から切り離すことをせず、中華人民共和国の台湾侵攻の危険にさらしたのである。

しかし、この年の六月に、朝鮮事変が勃発し、二日後の六月二七日にトルーマン大統領は、第七艦隊に對して台湾防衛を命令し、いわゆる「台湾中立化声明」を発表した。この声明の中で、台湾の帰属は未定であるとし、その地位の決定は日本との

平和条約、あるいは国連の決定にまつとしたのである。この声明の骨子である「台湾の法的地位未定論」は爾後二〇余年にわって堅持され、その目的が中華人民共和国の台湾領有阻止と国連安全保障理事会常任理事国議席からのしめ出しにあつたといわれる。

この「中立化声明」に対し、國府は外交部長葉公超の名で声明を発表し、原則的にこの趣旨を受け入れてはいるが、次の二点について留保声明をつけ加えている。(一)中国政府の台湾に対する主権、または台湾の地位に関するカイロ会議の決定に影響を与えないこと。(二)国際共産主義に反抗し、かつ中国の領土保全を守る中国の立場に影響を与えないこと。

即ち、國府は台湾の帰属を未定にしておくことには反対しなかつたのである。しかし、「未定論」の論理の帰結として、國府による台湾支配の根拠も根本的に否定されるため、國府は对外声明を通して、表面上はあくまでも、帰属未定論反対の立場をとってきた。何故ならば、國府の支配領域は、台湾にのみ限定されているからであり、台湾支配の基盤を失なえば、國家としての存在そのものを否定されることとなる。

それにもかかわらず、國府が「未定論」を黙認した、あるいは

はせざるを得なかつた理由として、次の点が考えられる。第一に台湾の法的地位が未定である限り、中華人民共和国の武力侵攻に対して、アメリカ側はそれを「侵略」と断罪することができ、國府にとつては都合のよい防衛手段となり得る。第二に、中華民国は現実に台湾を支配しており、「未定」とはいつても、その支配を排除したり、否定したりするものではないから、決定的な脅威とはならないのである。

このような経緯から、サンフランシスコ平和条約及び日華平和条約交渉の時点において、國府は台湾の帰属を決定する好機であつたにもかかわらず、アメリカ側の「台湾の地位未定論」の継続方針にもあえて反対しなかつたのである。

しかし、國府は一つの中国を代表する建前上、更に國府にとって台湾はほとんど唯一の支配地域であるが故に、國府は折にふれて、台湾に対する中国の主権を主張せざるを得ない。また、中華人民共和国にとつて「未定論」は本来的目的が、その台湾領有阻止にあつたのであるから、一貫して反対してきたのである。

中華人民共和国も中華民国も、いずれも「一つの中国」の立場に立っている故、双方の「未定論」反対の根拠は類似点が極

めて多い。それらの主張を概略まとめると次の通りとなる。

a、歴史的、地理的及び住民の出身地に依拠する主張。

b、台湾割譲の根拠となつた日清講和条約が無効であるとする主張。

c、カイロ宣言、ポッダム宣言に依拠する主張。

d、日本の降伏文書及び終戦時の台湾接收に依拠する主張。

e、連合国が中国の台湾領有に反対しなかつた事実に依拠する主張。

この他に、中華民国側だけが主張している論拠もいくつかあるが、この稿においては、日清講和条約無効論についてのみ検討してみる。

二、宣戦布告による条約廃棄の効力

(1) 国際法上の通説

領土割譲を規定した条約は、単独に締結されることは稀であり、通常平和条約の一つの条項として規定される。日清講和条約の領土割譲条項もこれに該当する。このような条項は、(a)、(b)、(c) 永久的権利、状態、地位を宣言、創造、規定する条約であり、处分条約と称し、また、(d)、特定の一回限りの給付、あるいは

行為を目的とし、(e)、履行された後は、履行済条約と称される。

これに照らして、日清講和条約の条項を検討してみると、この処分条項に該当しないのが、第六条のみであり、その他の条項はすべて処分条項である。

国家が戦争に突入した場合、交戦国との従来のすべての条約を廃棄する旨を声明する場合が多く、中華民国が一九四一年一二月九日対日宣戦を布告した際、特に「すべての条約、協定、契約のうち、中日間の関係にかかるものは一律廃止する」旨宣言したのも、この趣旨に副つたものと言えるのである。

国際法上、宣戦布告にともなう条約の廃棄宣言で、すべての条約が無効になるかどうか、説は必ずしも一致を見ないが、多数説を代表するものを次に検討する。

先づオペンハイム (L. Oppenheim) は次のように条約を分類している。

(1) 永久的状態を設定するものでないすべての政治的条約は無効になる。例えば、同盟条約がそれに當る。

(2) 永久的状態を設定するものではないすべての非政治的条約は必然的に無効になるのではなく、締約国の自由裁量に

よって廃棄、または停止することができる。例えば、通商条約がこれに当る。

(2) 永久的状態を設定する条約は、それが政治的条約であると否とを問わず、必然的に無効になることはない。戦争終結後、戦勝国が平和条約で修正を加えたり、解消したりすることができるだけである。

中華民国は戦後、日華平和条約第四条において、日本と中国との間で締結されたすべての条約、協約及び協定は戦争の結果として、無効になったことを認めさせている。つまり、中華民国は一九四一年一二月九日以前に締結された日中間の条約を「戦争の結果」として無効になったことを平和条約で認めさせているのであり、宣戰布告の時点で無効になつたとは主張していないのである。したがつて、条約廃棄の範囲は一般国際法上いないのである。したがつて、条約廃棄の範囲は一般国際法上の解釈によると理解すべきである。すなわち、国際法上の例にならない、実際に無効になるのは、処分条項、履行済条項以外の第六条のみであることは当然であり、その他の条項は設定した法的状態が永続するとみるべきであり、戦争の影響はうけないのである。

横田喜三郎氏は履行済条約について、「……領土割譲条約の

ように永続的な事態を設定する場合にも、このようないくつかの条約が存在する。このうちの一つは、領土を割譲すべきであるという義務、他方の当事国がこの義務の実行を要求できるという権利である。実際に割譲が行われれば、この義務がはたされ、もう義務はなくなる。それと同時に、この義務を要求する権利も存在しなくなる。そうすれば、条約も存続しなくなるといわなくてはならない。もとよりそのためには割譲が無効になり、割譲された領土が譲受国から譲渡国へ復帰するのではない。」と述べ、処分条約が履行された時点で、その条約は目的を達成し、存在しなくなると主張しておられ、したがつて廃棄云々の問題が発生しない。

更に、ラウターパクト (E. Lauterpacht) は次のようにその見解を述べている。「国際法によれば、国家は以前に条約によって他国に割譲してしまった領土にたいする主権を、単なる一方的宣言で以つて取り戻すことはできない。したがつて、中国が一九四一年に一方的に同条約（日清講和条約）の廢止を声明したことを以つて、これらの領土（台湾）を取り戻したことにはならないし、そうすることもできない。」

これに関連して、マクネア (Lord McNair) は処分条約につ

いて、ベルサイユ条約を例にあげてある。一八九〇年七月一日の英独条約によって英國はヘリゴラント（Heligoland）をドイツに割譲し、更にアフリカにおける両国の勢力範囲の境界について調整した。その後、第一次大戦で両国は交戦国となるが、処分条約であるこれらの条項は、戦争による影響を受けなかった。戦後、ベルサイユ条約第一一五条で改めてヘリゴラントの

割譲をとりきめ、英國が再び領有することになるが、これは英國の一方的廃止通告によるものではなく、新らしい取り決めによつた結果である。

國際法上の通説として、以上のように処分条項は履行された後は、廃止の対象となり得ず、権利状態の変更を行なう場合、新しい条約の締結がなされなければならないのである。

(2) 二つの中国の主張

戦争の勃発により、当時国間で締結された条約のすべてが無効になるのではないことは既述の通りである。このため、交戦

国間で締結された条約に対し、それを廃棄する旨の声明が、しばしば宣戰布告の附帯声明の形で通告されるのである。中華民国政府が、対日宣戰布告文の中で、とくに「すべての条約、協定、契約のうち、中日間の関係にかかるものは一律廃止す

ると声明したのは、このような例によるものといえよう。中華人民共和国側も、この声明を当時の政府を継承する立場から、これを是認し、日清講和条約はすでに廃止されたとの主張をしている。双方の見解は、必らずしも同一ではないが、代表的な主張は次の通りである。

a 中華人民共和国を代表する主張

代表的な見解は、梅汝璈論文（人民日報一九五五年一月三一日付「剝去侵略者的法律外衣——肅清關於所謂台灣法律地位問題的謬論」）に見られる通りの考え方である。「日本の台灣領有は日清戦争の結果としての日清講和条約をその根拠としている。したがって、条約廃止の宣言がなされた時から、日本は台灣領有の根拠を失なった。中日戦争中、台灣は事実上日本の占領下にあつた。だが、宣戰の日以降、中国は台灣に対する主権を回復したと主張する権利を有する」

b 中華民国側を代表する主張

國府側の見解は張士丞、丘宏達及び陳裕清の論文（張士丞「我國對台灣之主權的法理依拠」、丘宏達「台灣澎湖法律地位問題的研究」以上共に東方雑誌、復刊四卷一二期、陳裕清「美對華政策与我反攻復國前途」聯合報一九七一年五月一日）が代表

的である。「宣戦の日以降、台湾の法理論上の地位は、根本的に変化した。中国はもはや台湾を日本に割譲したこと認めない。台湾は中国領土の一部である。」

以上の二つの主張は、いずれも「宣戦の日」を条約廃棄の発効日としているが、日華平和条約第四条では、明文で「戦争の結果」とうたつており、日中間の条約は中華民国政府の対日宣戦布告の一部をなしている「対日条約廃棄宣言」に盛り込まれていた中華民国側の意向によつて無効になつたのではなく、あくまで両国間の「戦争の結果」によるものであることを中華民国側も認めてゐるのである。

(3) 日清講和条約の廃棄宣言による法的効果の検討

上述の一般国際法上の通説及び過去の具体的例と、二つの中國の主張を検討してみよう。先づ、日本が戦後中華民国政府との間で締結された日華平和条約の第四条で、過去の条約が無効になつたことを認めさせられているが、実際に領土割譲を規定した日清講和条約は、それによつてどのような法的効果が生じたであろうか。

第一に、既述の国際法上の通説にしたがつて、処分条項、履行済条項は当然廃棄宣言の影響を受けない。つまり、無効にな

るのは日清講和条約の第六条（通商条項）のみである。

第二に、領土割譲条項の第二条は履行済であるから、法的状態は永続し、中国が台湾を領有する場合、つまり「台湾は日本の領土である」という法的状態を変えるには、改めて法的取り決めが必要であることは言をまたない。

第三点は、履行済条約である日清講和条約の各条項は、廢止の対象とはならないことを中華民国及び中華人民共和国の双方とも認めている。その根拠として、同条約第一条で規定されている朝鮮を完全な独立国であることを認めるという規定に対し、これを否定して朝鮮を中国の属国の地位に戻すことを中華民国も、中華人民共和国も主張したことがない。また、台湾人の国籍の変更が、日清講和条約の廃棄にその根拠を求めるなら、当然その変更の法的効果は一九四一年一二月九日を起点とせねばならない。しかし、国府側は、それを一九四五五年一〇月二十五日、即ち、台湾を現実に実効支配した日とし、日本側は対日平和条約発効日とする説や、日華平和条約発効日とする説をとつてゐる。更に中華民国及び中華人民共和国は、日清講和条約第四条で規定された二億両の賠償金について、同条約の废止により、返還すべきであるという主張をしたものもない。

日清講和条約以外の過去における日中間の協定、条約についても、例えば一八七四年の日清協定における清国が日本に対し支払った台湾出兵費用、五〇万両及び一九〇一年の辛丑条約が、日華平和条約第五条の規定により、サンフランシスコ平和条約に準じて廃棄されたにもかかわらず、既に日本に対して支払われた四億五千万両のうち7%（三、四七九万両）の返還を日本に対して主張したことがないのである。

日清講和条約の廃棄宣言が、上述のように、処分条項、履行条項に対して適用されず、これらの法的効果が永続し得ることは明白であり、領土割譲条項が処分条約、履行済条約である以上、その領土の返還については、あらたに法的取り決めが行なわれねばならないのである。

三 脅迫による条約の効力

台灣の法的地位をめぐって、中国側が領有を主張するもう一つの根拠は、日清講和条約が脅迫によつて締結されたから無効である、とする見解である。脅迫による条約の効力について、次に検討してみる。

(1) 國際法上の通説

國際法では、締約代表個人に対する威脅、暴力、監禁などの脅迫手段を加えて、合意を強いることは、条約の成立を瑕疵あるものたらしめ、当該代表の本国は調印の無効を主張することができる。当該条約の効力発生が批准の手続きを要しないのであれば、脅迫された方は、脅迫の事実を理由に同条約の無効を主張できる。批准を要するのであれば、批准を拒否することによって同条約を否認することができる。

更に、批准を要する条約の場合、批准する立場にある個人に脅迫がなされた場合、同様に条約の無効を主張できるのである。これらはいずれも、個人に対して行なわれた脅迫であるが、法的瑕疵たり得ることは疑問の余地がない。しかし、締約代表、あるいは批准をする立場にある個人以外の、例えば国家に対する脅迫の場合は、法的瑕疵は生じない。具体的にいえば、条約の調印、あるいは批准をしない場合に、武力の行使を継続するとか、國家を滅亡させるとかの脅迫は、通常の平和条約締結において、しばしばみられる例であり、法的には条約の有効な成立を妨げないのである。更に、脅迫行為が締約代表個人に対して行なわれた場合でも、当該代表の本国が、その事実を承知しつつ、あえて批准した場合、自由意思による批准行為

が、調印の際の脅迫行為を相殺するとされ、脅迫を受けた事実は、同条約の有効性を妨げないとされる。

このような国際法上の通説を日清講和条約にあてはめて具体的に検討してみる。

(2) 日清講和条約についての検討

先ず、講和交渉の経緯をみると、一八九五年三月二〇日に、下関において談判が開始されている。当時、日清両国は交戦中であり、三日後の二三日には、日本軍が澎湖島に上陸し、満州と山東の両方面からも、首都北京を衝く態勢を整えていた。李鴻章が日本側の要求を呑まなければ、北京陥落も考えられないのでない。日本の武力侵略の脅威は明白ではあるが、これは国家に対する脅迫であり、しかも、戦争状態下での行動である故、法的な問題は生じない。談判中に、李は日本側に対し、講和条件の緩和軽減を要請し、日本側は強硬な言辞を弄して李を脅迫したが、これは明らかに国家に対する脅迫であり、例えば、軍事行動で北京を攻略する等の言辞のみであって、李個人の身体、生命、財産等に対する危害を以つての脅迫ではない。したがつて、締約代表個人に対する脅迫による法的瑕疵は生じない。

しかし、談判期間中に李鴻章が暴漢に狙撃され、負傷するという事件が起つたのである。交戦国の講和全権代表が、相手国の排他的国家主権の支配領域内において、しかも、講和談判中に、当事国の日本国民に傷害されたことは重大な問題であり、「全権個人に対する脅迫」が成立する条件がそろつているといわざるを得ない。犯人は國家権力の使嗾を受けて、その行為は、一個人のそれではあつたが、日本國はその責を免れ得るものではない。それにもかかわらず、李鴻章狙撃事件は、日清講和条約の瑕疵であるから無効であると主張できないのである。その理由として、

第一に、清国はこの事件を李に対する脅迫であるとはみなさず、李個人も肉体的傷害と精神的打撃を受けながらも、この事件を単なる偶発的不祥事とした。日本側も、元来有利に展開しつつある交渉を、この事件で譲歩せざるを得ず、李に対して遺憾の意を表し、李はこれを了承し、逆にこの事件を利用して交渉を有利に展開したとみられる節があつた。この経緯は、彼と清国總理衙門との往復公電によつて明らかにされている。これらの公電には、日本側の国際法違反を非難するような語句はなく、むしろ狙撃事件を利用して、停戦の実現や、講和条件の緩

和を計らうとした形跡があつたのである。それ故、中国側は、この事件を以つて日清講和条約の無効を主張できないことは明らかである。

第二点は、たとえ一歩譲つて、この狙撃事件を締約代表個人に対する脅迫であるとみなしても、清国はこの事実を知りながら、条約を批准しているので、発効後、この事件を理由に日清講和条約の無効を主張することはできない。

第三点として、当時の清国の条約批准機関は皇帝であり、光緒帝が同条約を批准するまでの過程で、日本国から脅迫を加えられた事実がなく、同条約の批准は清国皇帝の自由意思によるものであり、したがつて脅迫を理由に法的瑕疵を主張し、同条約を無効とすることはできないのである。

四 不法行為（侵略戦争）による条約の効力

(1) 國際法上の戦争

戦争とは、戦争の意思を表示し、国際法の定める戦争法規にしたがつておこなわれる国家間の武力闘争である。「国際法上の戦争」の要件の一つである「戦争の意思」については、一九〇七年のヘーリグ第三条約（開戦に関する条約）に照らすまでも

なく、国際法上の戦争は、宣戦布告、または条件つき宣戦を含む最後通牒の送付、このいずれかによつて開始せねばならない。また、従来の戦争慣習としての対外交渉を経た後、戦争の意を以つておこなわれる敵対行為によつても開始できるといふことは、国際慣習としても認められている。

戦争の性格については、既に国際法の父といわれるグロチウスの時代に、いわゆる正戦論があり、一定の目的のための戦争は適法であるが、その他の目的の戦争は違法であるという考え方があつた。二〇世紀になると、第二回ヘーリグ平和条約で、国際紛争処理に関する第一条約、契約上の債務回収のための兵力行使に関する第二条約にみられるように、いくつかの戦争を条約で以つて禁止するようになつた。一九二九年には、不戦条約が締結され、日本はその原始締約国となり、中華民国は同年々末にそれに加入している。不戦条約は、第二条において、国際紛争を平和的に解決すべきものとし、第一条において、紛争解決のために戦争や、国策手段としての戦争を禁止している。その後、国際連合憲章（第二条）において、さらに武力行使を原則として禁止し、一九六四年に公表された国際連合国際法委員会の条約法草案第四九条では、条約の締結が国際連合の

原則に違反して、武力の威嚇、または使用によって得られたものである場合は、無効であるとしている。

(2) 日清戦争の性格

以上のように、グロチウスの正戦論に始まつた戦争観が時代の推移とともに、戦争は違法なものであるとする考え方が支配的になるにしたがつて、違法な戦争に訴えた国家を侵略者とする考え方が生れてきた。日清戦争は、日本の中国大陸に対する一連の侵略行為の先鞭をつけたものであるとみるならば、日清講和条約は、まさに侵略戦争の結果、清国に強いられたものであるが、しかし、このような趨勢は、第一次大戦後、特に第二次大戦後の新しい国際法発展の流れであり、それ以前、つまり日清戦争当時にはこのような制約がなく、一定の条件下での戦争は合法とされた。

このことをふまえて日清戦争の性格を理解するとすれば、この戦争を国際法上の不法行為として規定することに無理があるのは自明であろう。その理由として、第一に日清戦争の発端となつたのは、当時の朝鮮問題（東学党の乱）であり、眞の被害者は、朝鮮であった。日清戦争自体は「いわば帝国主義候補国

である日清両国が、帝国主義への転質か、従属国への転落かをかけて」戦つた戦争という特質をもつていたのであり、侵略を問題とする際、宗主国の中國も、朝鮮にとって日本と同列の侵略者であることは否めない。したがつて、清国の敗戦の結果のみをとらえて、日本の「侵略」を糾弾することには無理がある。次に一九世紀末期は、帝国主義膨脹時代の中であり、国策の遂行、紛争の解決に武力が行使される例が多く、このような戦争は珍らしくなく、第一次大戦後まで、このような戦争が数多くみられた。戦争の結果、講和条約によつて、敗戦国が領土を割譲することは、国際法で認められており、日清戦争当時は、これが全く妥当視されていたのである。更に中華民国は清國の対外条約の権利、義務を継承し、日清講和条約もその中に含め、一九四一年一二月九日の対日宣戦まで、その効力を否定したことことがなかつたのである。例えば、一九二一年のワシントン会議で、「中国の領土保全」の問題が討議された際、当事国である中華民国は、台湾に関する領土問題を提起した事実がなく、日清講和条約の有効性を事実上再確認したのである。

また、上述の国際連合国際法委員会の条約法草案は、あくまで国際社会の国際法に対する理想像を掲げた草案にすぎず、現

時点の国際社会においても、なお拘束力をもつに至っていた。将来、この草案が多数の国家の署名、批准を得て、拘束力を持つに至っても、一九世紀にまで溯及して、すべての条約の効力を否定することにはならないのである。それ故、日清戦争の性格を侵略戦争と一方的に規定することには無理がある。

(3) 不法行為による原状回復

原状回復とは、国家責任を成立させるにいたった国際違法行為のおこなわれる前の状態を再現することである。つまり、原状回復を主張する前提として、国家の国際違法行為が存在しなければならない。

中華民国の主張する台湾領有の根拠の一につき、「原状回復」

がある。つまり、日清講和条約及びその原因である日清戦争が、国際違法行為であるとする主張であるが、前に述べた通り、日清講和条約に違法性がない以上、「原状回復」の根拠は存在しないといわざるを得ない。国際法上の「原状回復」には、不法行為により、占領された領土の返還をも含むことは争いのない説ではあるが、台湾に限っていえば、第二次大戦で日本が占領した地域でもなく、一九三〇年代の中間の二つの「事変」で日本に不法占領された地域でもない。日本が自国領

土として主権を行使している根拠は、あくまで日清講和条約の領土割譲条項であり、国際法上何ら問題が生じない。

領土移転の形式は、条約による割譲及び原状回復の二通りに限られるが、後者を主張する場合は、あくまで「不法行為により、占領した領土の返還」に限られ、一旦条約によつて割譲した領土に関しては、既述の通り、改めて平和条約による領土移転の手続きが必要とされるのである。この意味で、中華民国側の「原状回復」論は国際法上の論拠を欠いたものといわざるを得ない。

五 むすび

以上みてきたように、台湾の法的地位に関連する中華民国及び中華人民共和国側の論拠の一つである日清講和条約の廃棄論は、政治的な主張を出ないものであり、法的根拠がないことは明白である。

日清講和条約が履行された時点において、既に日本は合法的に行台湾に対する領土主権行使してきた。第二次大戦後の平和条約において、台湾に対する主権を放棄するまで、日本の台湾領有には何ら疑義がないのである。宣戰布告の声明の中で、一

方的に履行済の処分条項を廢止することは国際法上何ら根拠がない、領土の移転には新規の取り決めが必要であることは既述の通りである。しかし、現実に日本が主権を放棄した後の領有問題について、いまだ関係諸国との間で法的な取り決めがなされていない。台湾の帰属は、今後課題として残されるであろうが、いずれにしても新しい国際社会の流れにそつて、その帰属の決定に住民の意思が反映され、そして尊重されねばならないであろう。

資料・文献は主として彭明敏、黃昭堂両教授共著の「台湾の法的地位」△東大出版会△を参照した。